

令和元年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）議事録

1 日時

令和元年7月1日（月） 午後1時00分から午後5時00分まで

2 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター 4階会議室

3 出席者

伊藤委員、川口委員、川崎委員、北澤委員、執行委員、島野委員、杉野委員（会長）、鈴木委員、高田委員、濱松委員、平井委員、藤井委員、村井委員、守屋委員、山中委員（副会長）、結城委員、善本委員

（欠席：菅野委員、坂本委員、豊岡委員）

4 議事

（1）審議

- ・令和2～5年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料について
- ・令和2年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）について
- ・令和2年度使用教科書採択資料（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小・中学部））について

（2）答申

令和元年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）

開会・会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【管理課長】 定刻となりましたので、開始をさせていただきます。

本日は、東京新聞1社からの取材のお申込みと、3名の方の傍聴の申込みがございますので、御了解いただければと思います。

なお、取材につきましては、冒頭写真撮影をしたいというお申出がございましたので、2分間程度頭撮りをさせていただきます形になりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、入室を許可したいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

（傍聴者等入室）

【会長】 それでは、ただいまから第3回東京都教科用図書選定審議会を開会いたします。

議事に入ります前に申し上げます。本会議におきましては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴をしていただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じるなどの対応をとらせていただきますので、御留意ください。

続きまして、配布資料について事務局から確認をお願いいたします。

【管理課長】 「配布資料一覧」にございますとおり、14種類の資料をお配りしております。

議事次第、座席表、審議会委員の名簿、事務局職員の名簿、（資料1）本審議会への東京都教育委員会から諮問いたしました4月15日付の諮問文の写し、（資料2）第1回の会議で答申をいただきました採択方針に関する答申の写し、（資料3）前回の会議で答申をいただきました調査研修資料に関する答申の写し、（資料4）御審議いただく事項についてまとめました「審議事項」、（資料5）分科会の構成案、（資料6）教科書調査研究資料（小学校）の冊子、（資料7）「令和2年度～5年度使用 都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料（案）」、（資料8）「特別支援教育調査研究資料（一般図書）（案）」と、その別冊となっております「抜粋版」、（資料9）「教科書採択資料（案）」、（資料10）「都立特別支援学校（小学部）用教科書採択資料（案）」でございます。

資料7と8につきましては、現段階では確定前のものがございますので、本日の会議におきましては委員の皆様方限りの配布とさせていただいているところでございます。

本日の審議の経過を踏まえまして最終的にまとめました資料を、後日開催される東京都教育委員会の定例会において公開の場で報告する予定でございますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

資料につきましては以上でございます。

なお、委員の皆様のお手元には、教科書の見本の一部を置かせていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。

【会長】 それでは、ここで東京都教育委員会から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【指導部長】 本日は御多忙のところ、教科用図書選定審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議は第3回となりますが、第1回の審議会におきましては、教科書の採択方針について答申をいただきました。

第2回の審議会におきましては、小学校用教科書の調査研究資料について適切である旨の答申をいただいたところでございます。

調査研究資料につきましては、都教育委員会に報告し、区市町村教育委員会など他の採択権者に対する指導・助言・援助の資料として活用させていただいております。

本日は、都立の特別支援学校小学部で使用する教科書の調査研究資料と、一般図書の調査研究資料を作成しましたので、その資料について御審議をいただきます。

また、都立の中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）で来年度使用する教科書につきまして、都教育委員会が採択するに当たって活用する採択資料を作成しましたので、これらについても御審議をいただきます。調査研究資料や採択資料の具体的な内容等につきましては、この後、担当から御説明を申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議 事

【全体会①】

【会長】 それでは議事を進めてまいります。初めに、前回の審議会で審議をいたしました「令和2年～5年度使用教科書調査研究資料（小学校）」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、資料6について御説明をいたします。

前回の審議会でご審議いただきました資料の内容につきましては、細かい文言や表現などについて、事務局で今一度精査をいたしまして、修正については会長に一任をするという形で御了解をいただいたところでございます。これにつきまして、会長には修正の内容等御了解いただきまして、それを反映させたものがこちらの冊子になっております。修正したところを何点が御説明申し上げます。

まず、算数についてでございますが、125ページから136ページまでにかけては、黒く枠が塗っているところがあるかと思っておりますけれども、第1学年から第3学年までについては五つの領域のうち「変化と関係」、4学年から6学年までについては「測定」の教材名を記載する欄に網掛けが付いております。これが何なのか分かりづらいという懸念がございましたので、この表の下段に注釈を加えたところでございます。これにより単に該当する教材がないという記載と、学習指導要領上もともと教える範囲ではないという場合の区別

が付くようにいたしました。

次に、336ページの道徳の欄をお開きください。こちら欄外に、ツジという人名の漢字の表記についての注釈を加えたところがございます。

以上、前回の御審議でいただいた調査研究資料の主な訂正事項について御説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

【会長】 前回の審議の小学校用教科書調査研究資料の修正箇所について、事務局において適切に対応していただいたということでございます。

この件につきまして、何か委員の皆様方、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、本日の会議における諮問事項等についての説明をお願いします。

【管理課長】 本日の会議に諮問する諮問事項につきましては、第1回の審議会の際に一括してお願いを申し上げているところがございますが、改めて諮問文の写しをお配りしておりますので、資料1を御覧いただければと思います。

本日の会議で御審議いただく諮問事項は2点ございます。1点は、諮問事項2の「教科書調査研究資料について」です。もう1点は、諮問事項3の「平成32年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について」でございます。

なお、諮問は4月に行いましたので平成で表記しておりますが、改元に伴いまして令和と読みかえていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、資料4を御覧ください。本日御審議いただく資料を一覧にしてございます。これで御説明をさせていただきます。

本日、左側に記載しております「調査研究資料について」と、資料の右側に記載しております「採択資料について」御審議をいただきます。

まず、左側の「調査研究資料について」でございますが、①の小学校用の教科書調査研究資料につきましては前回の会議で御審議いただいたときに適切であるという旨の答申をいただきまして、先ほどの資料6の冊子として取りまとめているところがございます。本日はこの①の資料を踏まえて作成をいたしました②の資料、特別支援学校（小学部）用の調査研究資料について、まず、この後の分科会の前半で御審議をいただきます。資料7を使って御審議いただきますので、よろしくお願い致します。

さらに、資料4の左下にあります③でございますが、こちらは一般図書の調査研究資料でございますが、これは学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別支援学級や特別支援学校におきまして教科書として使用する絵本などの一般図書について、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて、今回は主に小学部向けに新たに調査研究を行いましたので、本日の分科会の後半で御審議をいただきます。資料8などを使用いたしますので、よろしくお願い致します。

次に、資料4の右側「採択資料について」でございますが、都立の義務教育諸学校で使用いたします教科書を採択する際の資料といたしまして、④から⑩の資料を作成いたしましたので、御審議をいただきます。

まず、④の「都立特別支援学校（小学部）用教科書採択資料」についてでございますが、左の表で御説明いたしました①と②の資料を踏まえて作成いたしましたものでございますので、本日の分科会の前半で②の資料と併せて御審議をいただきます。資料10を使いますので、よろしく願いいたします。

次に、右の一番下⑩でございますが、こちらは来年度都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する、学校教育法附則第9条第1項による教科書（一般図書）の採択資料でございますが、この後説明しますその他の教科書の採択資料と併せて、分科会が終わった後の2回目の全体会の中で御審議をいただく予定です。

最後に、資料の右側⑤から⑨の採択資料につきましては、2回目の全体会で御審議をいただきたいと思っております。内容といたしましては、来年度都立中学校や都立中等教育学校（前期課程）などで使用いたします文科省検定済教科書や文部科学省著作教科書についてございまして、前回の採択時と同一の教科書を採択する必要があるものや、採択替えの年度に当たっているものなどがございまして、お手元の資料9に基づきまして、後ほど御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、これらの調査研究資料が採択のための資料や他の採択権者に対する指導・助言・援助を行うための資料として適切かどうか、また、採択資料が都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択するに当たっての資料として適切かどうかを御審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

【会長】 ただ今、教科書調査研究資料や採択資料につきまして、概要の御説明をいただきました。

全体として、何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、細かい点の御質問は、この後、分科会や後半の全体会において具体的に説明をしていただきますので、その折にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、議事次第にもございますように、これから分科会に分かれて審議に入りたいと思えます。事務局から、分科会について御案内をお願いいたします。

【管理課長】 では、資料5の「分科会構成（案）」を御覧ください。

分科会の審議は、構成案のように四つに分かれて行います。委員の皆様方にはいずれか一つの分科会に入ってくださいまして、御審議いただきます。委員の方々の専門の教科などを考慮いたしましなから、学校関係者、教育委員会関係者、学識経験者のバランスが取れるように構成案を作成いたしましたので、御了承いただければと思います。

審議の所要時間でございますが、2時間10分程度を予定しております。前半と後半の2部構成となっております。

前半の分科会では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱特別支援学校で使用いたします文科省検定済教科書の調査研究や採択資料について御審議いただきます。

休憩を挟んで、後半の分科会では、知的障害の特別支援学校において教科書として使用する絵本などの一般図書の調査研究資料について御審議いただきます。

前半、後半どちらも、担当の指導主事が教科・種目ごとに、学校種別の障害の特性などを踏まえて、調査研究をいたしました内容を御説明いたします。その後、質疑応答や委員の方々での意見交換をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、前半と後半では調査研究の対象や観点が大きく異なります。その点、御留意の上、事務局で作成いたしました資料が採択資料等として適切かどうか御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、分科会終了後はまたこの会場にお戻りいただきまして、全体会の場で分科会ごとに委員の代表の方に講評をしていただきたいと思っておりますので、その内容につきましても、委員の方々の間でおまとめをいただければと思います。

前回の会と同様、分科会の冒頭で、委員の方々同士で、全体会で講評を行う方、発表者を決めていただきますようお願い申し上げます。

以上でございますが、傍聴の方に申し上げます。傍聴の方につきましては、申込みをいただいた際に御希望の分科会を伺った上で決定をいたしまして、結果を事前にお伝えしてございます。決定された分科会以外は傍聴できませんので、御留意のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】 ただいま事務局の方から、分科会の構成等の案が示されました。これで、委員の皆様方、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、分科会会場への移動につきまして御案内をお願いいたします。

【管理課長】 分科会の会場でございますが、この会場と同じ4階でございます。各委員の皆様、それぞれの会場に御移動をお願いしたいと思っておりますが、資料をお持ちいただければと思います。主に使いますのは、資料7、資料8、8に附随するものと、資料10でございますが、一式お持ちいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、全体会でございますが、分科会終了後、3時45分頃から開始をする予定でございますので、よろしく願いいたします。

なお、傍聴とプレスの方につきましては、職員がお声がけするまで現在の席でお待ちいただければと思います。

それでは、委員の方々、御移動をお願いいたします。担当の事務局職員は、御案内をよろしく願いいたします。

【分科会】

(分科会審議)

【全体会②】

【会長】 それでは、これから全体会の審議に入ります。

各分会から審議結果の講評を受けたいと思います。第1分科会から順番にお願いいたします。

【平井委員】 第1分科会は、前半に、社会、理科、生活、地図の検定済教科書の審議をしました。

社会は3社14冊、理科は6社24冊、生活は8社16冊、地図は2社2冊について説明を受けました。

視覚障害では、生活では、季節感を音や匂いなどで感じる活動、秋の校庭に出てみようなどの、児童の興味・関心を引く教材についての説明、また、イラストを見て違いを探すといった、逆に配慮を要するに内容について説明がありました。また、安全や衛生への配慮の箇所数についても具体的に説明がありました。

地図では、教室を例として各方位を示す地図など児童の興味・関心を引く教材、また、障害がある児童たちに対して配慮を要するもの、例えば、トレーシングペーパーで書き写すといった活動などについて、調査研究資料の記述を基に具体的に説明を受けました。

また、聴覚障害についてですが、社会では、聴覚障害のある人が工場で働く様子を写真で示して、児童の興味・関心を引くような教材や、交通指導員に直接インタビューをする活動など特別な支援が必要な教材について、説明がありました。

また、肢体不自由、病弱について、理科では、フラスコの代わりにペットボトルを利用して、物の温度と体積について調べる活動など、児童の興味・関心を引く教材、また、重いものを持ち上げて筋肉の様子を調べるなど配慮を要する教材について、説明がありました。植物を育てようという単元の中のハウセンカの苗の土を払い落とす活動について、アレルギーについて気を付けなければいけないという説明もありました。

審議の結果、社会、理科、生活、地図の検定済教科書についての調査研究資料及びこれに基づく採択資料について、適切と判断しました。

次に、後半では、一般図書の生活、社会、理科について審議を行いました。

生活は、全部7冊についての説明を受けました。全て調査研究資料に掲載することや、内容、表記、表現、製本の仕方、耐久性など、細かい説明がありました。

審議の結果、掲載予定図書7冊、掲載しない図書はなしということで、調査研究資料として適切と判断しました。

社会は、全部で12点冊について、具体的に説明を受けました。

特に掲載しない図書については、特定のキャラクターが多く描かれていて、興味・関心がそちらに向くこと、また、教科書のコラムに当たるような具体的でかなり高度な内容ばかりが記載されてしまっている、時系列の流れをしっかりと捉えることが難しい、などの理由により掲載をしないという説明がありました。

審議の結果、掲載の予定図書は7点、掲載しない図書は5点ということで、委員の中でも改めて掲載しない図書についての考え方を確認する意見はございましたが、調査研究資料としては適切と判断しました。

理科は、全部で13冊について説明を受けました。掲載しないとした4冊につきましては、ニューロンやシナプスなど人体に関する高度な内容が多い、DVDに特定のキャラクターが多く描かれていて学習内容には余り関係しない、理科の内容と関連性が低い、特定の企業のロゴマークが記載されている、などの理由の説明を受けました。

委員からは、教科書として一律に使用するという観点で、これらの掲載しない図書について改めて確認するとともに、公教育の中での使用についてはやはり課題があるという意見が出ました。

調査研究資料の中で、DVDを使用することで特定のキャラクターが多く登場するということが、文章を一読しただけだと分かりにくいので、「DVDを使うことによって」という文言を加えるなど、分かりやすくした方がいいのではないかという意見もありました。

審議の結果、掲載予定図書は9冊、掲載しない図書は4冊ということで、調査研究資料としては適切と判断しました。

【会長】 それでは、続きまして、第2分科会、お願いいたします。

【守屋委員】 第2分科会は、前半に国語、書写、算数の検定済教科書について審議をいたしました。

国語は、4社44冊の説明を受けました。

視覚障害については点字の教科書等があるということで対象となっております。

聴覚障害につきましては、手話や指文字など視覚情報を用いて児童の興味・関心を喚起する教材があること、逆に、言葉や音を聞き取る活動がある場合など指導の工夫が必要な教材もあるという説明がありました。

構成上の工夫として、聴覚障害を補えるような写真、図や絵などで、視覚的に説明したり、あるいは文字のポイント数を大きな文字にしたり、枠組み等で簡潔に記されるなどの工夫が見られることについて、それぞれ箇所を示していただいております。

肢体不自由につきましても、上肢の操作や児童数が少なくして集団活動が困難であるといったことについての配慮事項、あるいは、学校生活や社会生活を身近に扱った題材を取り上げているといった工夫がある箇所が表示されております。

書写は点字の教科書がないため、視覚障害についても説明をいただいております。対象が5社30冊でございました。

視覚障害については、姿勢を擬音語等であらわしていくような工夫や、配慮を要する内容、国語との関連について説明がありました。

算数は、6社58冊について説明を受けました。

聴覚障害と肢体不自由・病弱についてでございますが、それぞれ先ほどの国語と同様に、聴覚を補うための視覚的な方法を活用して、作業や体験等の学習を工夫しているところ、逆に配慮を要するところ、例えば、言葉や音を聞き取る活動等で資料の工夫が必要なものについて、例示いただきながら説明を受けました。構成に

についても同様でございます。

審議の結果、国語、書写、算数の検定済教科書についての調査研究資料は適切と判断をしました。

次に、後半の一般図書につきましては、国語では、16冊の説明を受けました。

構成上の工夫等で、例えば国語では、素材に触れることができたり、擬態語であらわしたりして、児童の興味・関心を喚起するような工夫がありました。

一方で、例えば幼児語を使用しているため、配慮する必要があるといったところをお示しいただいております。

13冊が掲載、3冊が不掲載ということでございました。不掲載の図書については、病気によって亡くなってしまうこととか、あるいは、教員の体罰を想起させるようなもの、特定のキャラクターが多く描かれて、むしろ国語よりもそちらの方に興味・関心が向いてしまう、現在では差別的な表現と解釈されるような部分があるなど、知的特別支援学校では国語の教材として使用するには不適切であるということが、示されました。

書写は、9冊について説明を受けました。そのうち、2冊は掲載しない図書ということで、小学校で学習する漢字を全て網羅していたり、1枚ずつ離して使用するドリル形式になっていたりするため、1年間を通して単年度で使用する教科書としては不適切であるということでした。

算数は、8冊の説明を受けました。5冊について、それぞれ障害に対応した工夫をしている部分について説明がありました。

一方で、3点については、内容が問題集あるいは問題集の要素が極めて強い等の課題がありまして、掲載しないということになりました。

審議の結果、国語が、掲載予定図書が13冊、掲載しない図書が3冊。書写が、掲載予定図書が7冊、掲載しない図書が2冊。算数が、掲載予定図書が5冊、掲載しない図書が3冊ということで、それぞれ調査資料として適切という判断をしました。

【会長】 それでは、続きまして、第3分科会、お願いします。

【副会長】 第3分科会は、前半で、音楽、美術、図画工作、家庭の検定済教科書について審議しました。

音楽は、2社12冊、視覚障害は点字本があるということで、聴覚障害と肢体不自由、病弱についての説明を受けました。

聴覚障害については、章の記述や視覚的に理解しやすい内容について書かれているもの、声をあらわして紹介するものや、音の聞き比べなど配慮しなければいけないという観点、構成についても視覚的に説明しているものなどについての説明がありました。

肢体不自由と病弱については、肢体不自由の場合、なかなか上肢の動きがうまくいかないということで、動きが簡略化できるものや、自分のできる楽器を選択できるものといった、児童が興味関心をもてるという観点からの説明、それから、上肢の操作による活動や複雑な内容のものといった配慮を要するものの説明がありました。

委員からは、調査研究について、予想される困難さが明記されているということがよいというお話があり

ました。

審議の結果、音楽についての調査研究資料は適切と判断いたしました。

図画工作は、2社12冊について説明を受けました。

視覚障害については、見る活動に代わるもの、それから、道具を使う活動についての配慮、そういった観点から調査がされていました。構成上も、見開きですとか、コントラストなどについての観点からも調査をしたという説明がありました。

聴覚障害については、視覚的な配慮をされているかどうかという観点から、写真や図・絵の効果的な活用について調査を進めたという説明を受けました。

肢体不自由、病弱については、上肢の操作を伴う活動がありますので、そういったところへの配慮ですとか、それから、病弱というところで、触る活動などもあるので、アレルギーという観点から、それから学習体験、生活経験が不足している子供もいるので、そういったところへの配慮という観点から調査をされているということでした。

委員からの意見としては、障害があっても様々な表現方法が工夫されている、2社の教科書について、その観点が示してあってよい、障害のある子でもいろいろな疑似体験ができるという意見がありました。

審議の結果、図画工作についての調査研究資料は適切と判断いたしました。

家庭は、2社2冊についての説明を受けました。

視覚障害については点字本があるということで、聴覚障害と肢体不自由、病弱の観点からです。

聴覚障害では、視覚的に生活経験を広げることができるようといった内容の観点、それから、中には音を聞いて確認するという活動もあるので、そういったところへの配慮が必要ではないかという観点から調査をしてあるということでした。

肢体不自由と病弱については、触るというものがあるのですが、触るだけではなくて、様々な方法が紹介してあるとか、それから、分かりやすい示し方などについての観点から調査をしたと報告を受けました。

それから、火や包丁を使う活動があるので、そういったところへの配慮ですとか、調理については、アレルギー性疾患への配慮などの必要があるという観点でも調査したということでした。

委員からは、アレルギーの観点でも調査していることがよいということ、それから一番下の欄に、性差と家族についての扱いというものがあって、「有り」となっているのですが、この点については細かい内容はどうなのかという御質問がありましたが、小学校用教科書の調査研究資料で調べてあるということでした。しかし、特別支援学校ですので、発達段階に応じて、細かく指導はしていくという説明を受けました。

家庭も審議の結果、調査研究資料は適切と判断いたしました。

続きまして、一般図書です。音楽、図画工作・美術と家庭で、各教科とも1冊ずつ、具体的に説明を受けました。

内容、構成上の工夫、その他という三つの観点で調査されているのですが、特に内容については、知的障害のお子さんの発達段階に応じて、情報量や、分かりやすい写真とか絵といったものについて、よく調べてあり

ました。構成上の工夫というところでは、項目の配列、文字の大きさ、分かりやすさなどの表記、紙質や大きさ、製本や材質についても丁寧に調べてありました。

この結果、音楽は6冊のうち、掲載予定図書が4冊、掲載しない図書が2冊。図画工作・美術では、11冊のうち、掲載予定図書が8冊、掲載しない図書が3冊。家庭科では、5冊のうち、4冊が掲載予定図書、1冊が掲載しない図書ということでした。

掲載しない図書については、内容が難し過ぎて指導者向けのものであるとか、切り取って使用する部分があるため1回使うともう使えなくなってしまうとか、学習指導要領にはない範疇^{ちゅう}のものが含まれているとか、それぞれ理由をはっきりと説明されました。

委員からの意見としましては、掲載予定図書と掲載しない図書の基準がなかなか難しいところなのですが、明確に調べていただいたので、私たちも納得したということです。

審議の結果、調査研究資料は適切と判断いたしました。

【会長】 それでは、第4分科会、お願いいたします。

【川口委員】 第4分科会は、保健、道徳、英語の検定済教科書につきまして、前半に審議を行いました。

保健は、5社10冊についての説明を受けました。

肢体、病弱部門につきましては、感染症の予防や病気の予防等、子供たちが興味・関心を持って取り組めること、また、枠囲み、キーワード等、表示が大変見やすく太字で示され、長時間の注視が困難な肢体不自由の子供たちにとって大変配慮されていることが分かりやすい資料となっております。

そのため、審議の結果、保健につきましては、調査研究資料及び採択資料につきまして、適切と判断いたしました。

道徳は、8社66冊について説明を受けました。

その中で、肢体不自由そして病弱部門につきましては、学校生活の中での給食の状況や、また、バリアフリー、肢体不自由のある児童・生徒にとっては身近な視覚教材を扱っているということが分かりました。

また、上肢等の細かい動きについて配慮が必要な子供たちについて、教材の活用における細かなポイントも配慮されており、詳細で分かりやすい資料として明示されていました。

審議の結果、道徳につきまして、調査研究資料及び採択資料は適切と判断いたしました。

英語は、7社15冊について説明を受けました。

聴覚特別支援学校につきましては、視覚的な活動を作業として取り入れている箇所や、吹き出し等により会話の様子がよく分かり、ストーリーの流れ、また、コミュニケーションの主体、会話の主体者がよく分かるというような、障害特性に応じた説明がありました。聴覚障害のある子供たちが興味・関心を持って取り組めることが明確に記されておりました。

委員からは、各活動におきまして、種別を問わず、英語の中では罫線を用いることが増えており、これについての観点、あるいは配慮を要する必要があるとの意見も出されました。

審議の結果、英語につきまして、調査研究資料及び採択資料は適切と判断いたしました。

後半は、一般図書の保健、道徳について審議しました。

保健は全部で9冊について説明を受けました。

掲載予定図書につきましては、見開きページや、表記、表現での字のポイントやカラー等の工夫、また、知的障害のある子供たちにとって大切な製本の耐久性等、障害に適した資料となっていることが分かりました。

また、掲載しない図書につきましては、一斉指導の中では取り合うことが適さない題材である、赤と緑の文字のみで印刷されている、子供たちの生活の中で余り一般的でない高度な学術用語等を使っている、などの説明を受け、分かりやすい資料となっております。

委員の中からは、掲載図書につきまして、特別支援学校だけではなく、特別支援学級での使用も踏まえ、各学年の使用レベルの目安についての意見もありましたが、その中では、児童・生徒の知的障害の実態は各学校、各学級によって様々であることから、掲載資料をもとに活用を図ることが適切と考えました。

審議の結果、掲載予定図書が6冊、掲載しない図書が3冊ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

道徳は、全部で7冊について説明を受けました。

掲載予定図書につきましては、フォント等が工夫され、知的障害のある子供たちが視覚的に本文と会話の文章を見分けることができるというような、障害特性に応じた配慮した分かりやすい表記となっていることが分かりました。

掲載しない図書につきましては、宗教上の誤解を招く点、また、暴力的な描写、あるいは、人権上の課題があることなどが分かりまして、また、社会性のスキルにつきましては、子供たちの行動を正解、不正解として区分けするなどの表記があったなど、掲載しない図書のついでの説明があり、理解できました。

委員の中からは、ジェンダーあるいは男女別の役割について、今後表記はかなり増えていくのではないかと、あるいは、慎重に今後も配慮が必要だという意見がございました。

審議の結果、掲載予定図書が3冊、掲載しない図書が4冊ということで、調査研究資料として適切と判断しました。

【会長】 ただいま全ての審議結果の講評を行っていただきました。

各分科会の審議報告を受けまして、御意見等、お話しただけければと思いますが、委員の皆様方、いかがでしょうか。

それでは、私から関係の委員の方に御発言をお願いしたいと思います。

高田委員、いかがでございましょうか。

【高田委員】 私は、知的障害を持つ子供の保護者の一人なので、全く学識がない立場からでしかお話を申し上げられないのですが、子供たちの障害の特性に合った内容で調査がされているなどというのをすごく感じました。障害があっても表現をしていきたいという子供たちの願いをくみ取れるような教科書を選定するといったところに感銘を受けました。

【会長】 ありがとうございました。それでは、濱松委員、いかがでございましょうか。

【濱松委員】 とても細部にわたりまして、各障害に合った教科書を選ぶに当たりまして、色々な観点から

調査をしていただいて、実際に採択をするに当たってはとても参考になる調査結果ではなかったかと思います。

【会長】 ありがとうございます。それでは、鈴木委員、いかがでございましょうか。

【鈴木委員】 私も保護者ですので、保護者の立場から今回参加させていただいています。

本当に丁寧に資料を作っていただいているなと思っております。また、非常に説明の仕方も、皆さんとても丁寧にきちんとされていきましたので、とても聞いていて私たちも納得もしましたし、非常に根拠がはっきり示されて、とてもいい資料だったなと感じております。

また、障害の特性にとっても配慮されて、非常にきめ細やかに「こんなことまで配慮しているんだな」というのも非常に、内容を見て、私も感銘を受けております。今後とも、色々よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。それでは最後です。結城委員、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【結城委員】 今、皆様からお話がありましたが、障害の特性に応じて、本当に細かく、色々と見ていただいていると思いました。資料が本当に細かく、分かりやすくなっていると感じております。実際に教科書を使って児童に指導する立場として、どんなところがという観点、視点が、本当によくできていると思いました。

【会長】 それでは、委員の皆様方の御意見等を勘案いたしますと、全体としましては、都立特別支援学校（小学部）用教科書の調査研究資料及び採択資料、また、一般図書の特別支援教育教科書調査研究資料、ともに適切であるということによろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

なお、この調査研究資料が今後採択に当たっての重要な資料として活用されるということですので、文言とか文章、表現といったことも改めて十分精査をしていただいています、最終的な資料として完成をさせていただきますよう、この場で事務局に改めてお願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいります。次第にありますとおり、その他の採択資料についての審議につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【管理課長】 では、分科会で御審議いただきましたもの以外の採択資料について説明をいたします。資料9の目次を御覧ください。1の（1）の、このたび新規に採択する必要があります、特別支援学校（小学部）で使用する教科書の採択資料につきましては、先ほど資料10の冊子により、前半の分科会と、ただいまの全体会で御審議をいただきましたところでございます。

このほかのものが2番以降になりますが、2番の都立中学校及び中等教育学校（前期課程）や、3番の都立特別支援学校（中学部）で使用する教科書などについてでございます。

毎年度、採択行為を行っていく必要がございますため、このたび採択資料を作成いたしましたので、ここで御審議をいただきたいと思ひます。

2ページをお開きください。

まず、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用します道徳の教科書についてでございます。中学校の道徳の授業につきましては、今年度から実施をされており、昨年度に新たに教科書の採択をしたところでございます。

義務教育諸学校の教科書は、一度採択をいたしますと、法の規定によりまして、通常4年間と同じ教科書を採択することとなっております。このため、このたびは昨年度採択をいたしましたものと同じ教科書を採択していくという形になりますので、右側の3ページに昨年度採択をいたしました道徳の教科書の一覧を掲載しておりますが、これが来年度の「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用の教科書（道徳）」の採択案の資料となります。

なお、この教科書の使用期間でございますが、中学校の新しい学習指導要領が令和3年度から全面実施されることに合わせまして、新学習指導要領に基づいた新しい教科書が今後用意されてまいりますから、この教科書自体は今年度と来年度の2年間のみの使用となります。

次に、4ページをお開きください。都立中学校と都立中等教育学校（前期課程）で使用します道徳以外の教科書についてでございます。

中学校用の教科書につきましては、今年度は先ほどの道徳を除きまして、4年ごとに教科書を採択し直します、いわゆる「採択替え」を行う年度に当たっているものでございますが、新しい学習指導要領が令和3年度から全面実施されることに伴いまして、今回、教科書発行者で新たに教科書を作って、文科省に検定を申請して、合格したという教科書はございませんでした。こうしたことから、前回、平成26年度に文科省の検定が行われて合格した教科書がございますが、そちらが今年度の採択対象図書になる形になります。

また、令和3年度からは新学習指導要領に基づく新しい教科書を使用することになりますために、今年度採択する教科書は来年度の1年だけ使用するという形になります。5ページと6ページには、前回、27年度に採択をしまして、現在使用している教科書の一覧を掲載しているところでございますが、採択に当たりましては、対象となる都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、都立では全部で10校ございますが、今使っており、この4年間使ってきましたこれらの教科書の使用状況等を確認をいたしまして、特段中学校側で問題がないといった状況であれば、この5ページ、6ページに掲載しております教科書を来年度の教科書としていくという形で、採択案としていくことが妥当ではないかと考えているところでございます。

次に、8ページをお開きください。都立特別支援学校（中学部）で使用いたします道徳の教科書についてでございます。

先ほど御説明しました中学校の道徳と同様に、法令上、昨年度採択したのと同じ教科書を採択する必要があります。このため、9ページに昨年度採択いたしました道徳の教科書を一覧にしております。これが、このたびの特別支援学校（中学部）用の道徳の教科書の採択案となります。

次に、10ページをお開きください。都立特別支援学校（中学部）で使用します道徳以外の教科書についてでございます。

先ほどの中学校でも御説明いたしましたものと同様、こちらも採択替えを行う予定の年度になってござい

すが、新しく著作・申請された教科書がないことをございますとか、あるいは、3年度から新しい学習指導要領に基づく新たな教科書が使用されることが予定されていますことから、11ページには、前回、27年度に採択をして今使っている教科書の一覧を掲載しております。採択に当たりましては、対象となります特別支援学校（中学部）に対しまして、これらの今使っている教科書の使用状況などについて、意見聴取をいたしまして、特段意見がない場合については、この11ページ記載の教科書の一覧を特別支援学校（中学部）用の検定済教科書の採択案としていくことが妥当であると考えているところをございます。

12ページをお開きください。文科省の著作教科書をございます。点字版の教科書などをございますが、こちらは文科省が発行しています教科書目録に登載されています文科省の著作教科書の全てを、障害種別や小学部、中学部別に採択の案として一覧にお示しをしております。

13ページから16ページまでが、視覚障害者用の点字版の文科省著作教科書をございます。また、17ページが聴覚障害者用の文科省著作教科書の一覧、さらに18ページが知的障害者用の文科省著作教科書の一覧となっております。

最後に、20ページをお開きください。学校教育法附則第9条の規定によります教科書をございまして、いわゆる絵本などの一般図書につきましてございますが、こちらは毎年度採択替えを行うことができます。

29年度に一般図書の調査研究資料を作成しております、29年度の資料の中から絶版になったもの、あるいは品切れになったものなど、そういった供給不能になった図書を除いて、こちらに掲載したというものと、先ほど後半の分科会で御審議をいただきまして、新たに調査研究資料に掲載すると御審議いただいた新しい図書をここに加えまして、両者を合わせて一覧にしてございます。

21ページから56ページまでの記載の一覧を、来年度、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択案としていきたいと考えております。

詳細をみますと、視覚障害のある児童・生徒のために作成された図書、点字版の一般図書を21ページに掲載をしています。また、拡大版の一般図書を22ページから31ページまでお示しをしております。

なお、採択期限後に、検定済教科書を原典とする点字版ですとか拡大版の一般図書が新たに発行されるということが、まれではございますが、そういう可能性がございます。そういった場合には、それらの図書について追加をして採択をしていく必要が生じてまいります。

最後に、32ページをお開きください。ここから最終ページの56ページまでが、知的障害特別支援学校用並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の学校にいます知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧をございます。

以上をございます。よろしく御審議のほどお願いします。

【会長】 ただいま、事務局の方から説明を受けました。御意見等がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特に御意見等がないようですので、令和2年度使用教科書採択について（教科書採択資料）については、御異議がないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これから答申についての審議に入りたいと思います。全体を通して御意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

これまでの委員の皆様方の御意見等を勘案いたしますと、全体として、調査研究資料及び採択資料ともに適切であるという御意見と判断いたしますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、全体を通して何か御意見等あればそれも加えて答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 今回の答申の案文につきまして、私と副会長の方で、事務局を交えてまとめたいと思っております。その間、一旦休憩に入らせていただきたいと思います。

会議再開後、作成した答申(案)に基づいて、また審議を再開したいと思います。

【管理課長】 それでは、答申(案)文について、会長、副会長と事務局で検討いたしますので、4時40分頃再開ということで、5分少々休憩をとらせていただければと思います。よろしくお願ひします。

(休 憩)

【会長】 それでは、審議を再開いたします。

これまでの議論を踏まえまして副会長と相談をいたしまして、今回の答申(案)を作成いたしました。その案文を事務局の方から配布をしていただきます。お願ひします。

【管理課長】 それでは、答申(案)文を配らせていただきます。

なお、こちらは委員のみに配布をさせていただきます。答申文につきましては、本日決定次第、公表をさせていただきますと考えております。東京都の教育委員会のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

(答 申 (案) 文 配 布)

【管理課長】 それでは、読み上げさせていただきます。

「教科書調査研究資料及び令和2年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について(答申)」

平成31年4月15日付けで諮問のあった教科書調査研究資料及び令和2年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について、下記のとおり答申します。
記

- 1 「令和2～5年度使用都立特別支援学校(小学部)用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。

- 2 「令和2～5年度使用都立特別教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 3 「令和2年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和2年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 4 東京都教育委員会は、上記1、2及び3の資料とともに、既に答申している「令和2～5年度使用教科書調査研究資料（小学校）」等を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

なお、上記2の資料については、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申（案）につきまして審議をしてみたいと思います。委員の皆様方の御意見を賜りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特に御異議がなければ、ただいま御検討いただきました内容のとおり答申いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

なお、休憩前にも申し上げましたが、資料の細かい文言・表現などにつきましては、事務局に今一度精査をお願いし、修正について会長の私に一任いただけますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申（案）を本審議会の答申として決定させていただきます。

それでは、答申の方に移ります。諮問事項2「教科書調査研究資料」について及び諮問事項3「令和2年度使用教科書採択都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小・中学部）」について、教育委員会に答申をすることといたします。

（会長から部長へ答申の受渡し）

【会長】 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【管理課長】 ただいま答申をいただきました調査研究資料と採択資料につきましては、教育委員会に報告をさせていただきます。東京都の教育委員会として都立学校で使用いたします教科書の採択を行ってまいり

ます。

採択に関する東京都の教育委員会でございますが、7月下旬に開催する方向で検討をしております。教育委員会での議案が決まりましたら、委員の皆様方には関連の資料を送付させていただき予定でございますので、御確認いただければと思います。

なお、本日の資料についてのお願いでございます。大変恐縮でございますが、お手元の調査研究資料の3冊、小学校や小学部用、一般図書ですとか、採択資料（案）としてステープラ留めをしているものについては、本会議終了後回収をさせていただきたいと思っておりますので、机の上にそのままにさせていただいて、お帰りいただきますようお願い申し上げます。

事務連絡としては以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に東京都教育委員会から閉会の挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は長時間にわたりまして、数多くの議題について御審議の上、答申をいただきありがとうございました。

本日いただいた答申につきましては、7月に開催予定の都教育委員会に報告してまいりたいと存じます。

委員の皆様には、4月から3回にわたりまして、各種の調査研究資料及び採択資料や、区市町村教育委員会等に対する指導・助言等の内容につきまして、慎重かつ熱心に御審議いただき、貴重な御意見をいただきました。

東京都教育委員会といたしましては、頂いた答申を踏まえ、来年度に使用する教科書を適正に採択するとともに、区市町村教育委員会等他の採択権者においても適切な採択が行われるよう、指導・助言・援助をしてまいります。

本日もちまして本審議会の会議は終了とさせていただきます。委員の皆様方の御尽力に感謝しますとともに、今後とも引き続き御指導・御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

【会長】 それでは、以上もちまして、本審議会を閉会させていただきます。3回にわたり、本当に熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。以上でございます。どうもありがとうございました。